

令和7年度 浦安市立美浜南小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

(2) 学校及び職員の責務

- ①いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない 学校運営・学級経営等に努める。
- ②いじめの兆候を把握した際は、迅速に学校全体で対応するとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携と適切な対応を図る。
- ③本基本方針については、児童や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

ア いじめについての共通理解

- ・各教員は、児童に接する場面で、相手を傷つける言動があれば適宜指導し、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ルールやマナーの意義を理解させ、規律のある学習態度・生活態度を身につけるよう努める。
- ・一人一人が認められ居場所のある学級経営に努める。
- ・様々な人と関わる活動（全校遠足、フレンドリータイム、異学年交流、園児との交流など）により、他人の気持ちを共感的に理解できる情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を及ぼすかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

ウ 自己有用感や自信を育む

- ・児童が他者の役に立っていると感じ取れる機会の設定に努める。

（全校遠足等 縦割り活動の工夫・委員会活動・学級の係活動・上記の「人と関わる活動」など）

また、日々の教育活動において、児童が「自分で出来た」という達成感を味わえる指導に努め

る。

② いじめの早期発見のための措置

○日常的な観察

- ・休み時間や放課後などの児童の様子に目を配り、交友関係や悩みの把握に努める。

○教育相談の充実

- ・個人面談の機会を活用する。
- ・教育相談週間(こころのアンケート調査の時期)の設定などにより、悩みを聞く機会を設ける。

○相談窓口の周知

- ・保健室やおひさまルーム (SLC・SC) の利用、電話・チャット相談窓口(「浦安市いじめ110番」「ハートネット千葉」を含む)について周知する。

○アンケートによる調査(年4回/実施時期6月・9月・12月・1月)

- ・生活全般やいじめに関するアンケート(心のアンケート)を定期的の実施し、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況の把握に努める。

(3) 組織

① 組織の役割

ア いじめの相談・通報の窓口となる。

イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

ウ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、組織的に実施する。

エ いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

② 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学年主任、担任、養護教諭、SLC、SC、教育相談担当
必要に応じて、心理・福祉などの専門家、弁護士・医師などの外部専門家などが加わる

③ 組織的ないじめ対応の流れ

